

西郷村地域防災計画

平成14年3月

西郷村防災会議

西郷村地域防災計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的及び方針	2
第2節 防災活動目標	5
第3節 調査研究推進体制の充実	6
第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	7
第5節 西郷村の概況	14
第6節 西郷村における災害	17
第7節 防災ビジョン	27
第2章 災害予防計画	33
第1節 防災組織の整備・充実	34
第2節 防災情報通信網の整備	38
第3節 気象等観測体制及び地震観測計画	40
第4節 水防等予防対策	42
第5節 土砂災害予防対策	45
第6節 火災予防対策	47
第7節 建築物災害予防対策	50
第8節 生活関連施設災害予防対策	54
第9節 緊急輸送路等の指定	60
第10節 避難対策	61
第11節 医療(助産)救護・防疫体制の整備	66
第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備対策	68
第13節 航空消防防災体制の整備	71
第14節 防災教育	73
第15節 防災訓練	76
第16節 自主防災組織の整備	80
第17節 災害弱者予防対策	82
第18節 ボランティアとの連携	84
第19節 文化財災害予防対策	86
第20節 鉄道災害予防対策	87
第21節 道路災害予防対策	89
第22節 危険物等取扱施設災害予防対策	93
第23節 火山災害予防対策	96

第3章 災害応急対策計画 99

第1節 応急活動体制	100
第2節 災害情報の収集伝達	116
第3節 通信の確保	141
第4節 相互応援協力	143
第5節 災害広報活動	146
第6節 消火活動	150
第7節 水防活動	154
第8節 救急・救助活動	157
第9節 自衛隊災害派遣	160
第10節 避難対策	165
第11節 医療（助産）救護活動	175
第12節 緊急輸送対策	179
第13節 計備活動及び交通規制措置	182
第14節 防疫及び保健衛生対策	187
第15節 廃棄物対策	192
第16節 被災地の応急対策	195
第17節 救援対策	203
第18節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	210
第19節 生活関連施設の応急対策	215
第20節 文教対策	224
第21節 災害弱者対策	229
第22節 ボランティアとの連携	232
第23節 災害救助法の適用等	234
第24節 応急公用負担等の実施	238
第25節 労務供給対策	240

第4章 災害復旧計画 241

第1節 施設の復旧対策	242
第2節 被災地の生活安定対策	250
第3節 民間施設の災害復旧計画	257

第5章 部門別災害応急対策計画 258

第1節 鉄道災害応急対策	259
第2節 道路災害応急対策	264
第3節 危険物等施設災害応急対策	268
第4節 農林業応急対策	273
第5節 林野火災応急対策	275
第6節 火山災害応急対策	281

第23節 火山災害予防対策

村 所 管 課	住民生活課、総務課、関係課長
関連機関	気象庁、東北地方整備局（郡山国道工事事務所） 県生活環境部、県土木部、県農林水産部、県警察本部、 県南地方振興局、 白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、 福島県警察高速道路交通警察隊郡山分駐隊、 白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、 日本道路公団（郡山管理事務所）、 福島県道路公社甲子管理事務所、各事業所、その他関係団体

本村は、那須火山帯に位置する栃木県の那須岳に隣接しているが、那須岳では1408～1410年（応永年間）にマグマを放出する本格的な噴火が発生した。1410年には山麓の集落で融雪型泥流によると思われる災害が発生し、180名の人と多くの家畜が犠牲になった。

那須岳は、噴火の前に前兆現象が現れる可能性が高いと考えられており、噴火が起こる場合も、小規模な水蒸気噴火から中～大規模なマグマ噴火へと活動を変化させる傾向があると想定されているところである。このため、村は、火山災害から村民の生活及び財産を保護するため、火山情報の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及びその他の災害対策に関する事項を定め、各防災関係機関と連携・協力し、防災体制の確立を図るものとする。

1 火山災害予防対策

(1) 火山活動に対する防災知識の普及及び啓発

村は那須岳に近接する住民はもとより、登山者、観光客等の一時滞在者を含め多くの人々に、火山が大きな噴火や降灰等を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるものとする。

(2) 噴火災害を想定したまちづくりの推進

村は、降下火碎物等の火山噴火災害要因から被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に推進するものとする。

(3) 防災組織力の向上

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日ごろからその役割を十分に認識しておき、情報伝達や関係機関等の協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図るとともに、火山現象により村長が発する避難勧告又は指示を住民、登山者及び観光客等に迅速かつ的確に伝達する方法その他の体制を整備するものとする。

(4) 噴火予知に関する情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには不可欠のものである。村は、火山観測を進めている関係機関と隨時連絡をとるとともに、住民等による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報ネットワークづくりを進めるものとする。

2 火山に強いまちづくり

火山周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場である。村は、住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山災害の危険性を踏まえ、施設整備を進めるものとする。また、生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進とともに、避難施設及び道路整備に努めるものとする。

(1) 広域火山対策の推進

村は、火山災害に強いまちづくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するものとする。

(2) 主要交通・通信機能の強化

村及び防災関係機関は、火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐ、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図るものとする。

(3) 警戒避難体制の強化・拡充

ア 村及び防災関係機関は、火山災害の危険性に基づき、危険地域と想定される地区には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分に念頭にいれた上で整備するなど指導、誘導を行うものとする。

イ 村及び防災関係機関は、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。

(4) 避難道路の整備

村及び防災関係機関は、火山噴火による危険から逃れるために、火山の特性を十分考慮のうえ短時間に住民等の避難が可能な避難道路の整備に努めるものとする。

(5) 防災拠点の整備

ア 村は、行政、医療、福祉、避難、備蓄等の機能を有する公共施設等を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討するものとする。

イ 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置するものとする。

(6) 公共施設等の安全確保

村は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

(7) ライフライン施設等の機能の確保

村は、ライフライン事業者と連携し、水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(8) 降灰対策等

村は、活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備事業、降灰除去事業、降灰防除施設の整備、治山治水事業、河川の水質汚濁の防止、各種資金の活用により、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

第6節 火山災害応急対策

責任者	住民部長、建設部長、各関係部長
関係機関	気象庁、東北地方整備局郡山国道工事事務所 県生活環境部、県土木部、県南建設事務所、 県警察本部・白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、 新白河交番）、福島県警察高速道路交通警察隊郡山分駐隊、 白河地方広域市町村圏消防本部（白河消防署西郷分署） 日本道路公団郡山管理事務所、 福島県道路公社甲子管理事務所

隣接する那須岳の火山活動が活発化し、爆発し、又はそのおそれのある場合で、那須岳に近接する観光業者及び観光施設業者、登山者及び温泉地等に滞在する観光客並びに地域住民等に危険があると認められる場合において、その災害の軽減を図るため、防災関係機関・団体等の協力を求め、速やかに応急活動体制を確立し、迅速かつ適切な応急対策を実施する。

なお、梅雨前線や台風等による降雨期及び積雪期に火山活動が活発化して、泥流等が発生し、またはその危険が生じた場合については、「第3章第7節 水防活動」を準用して対応するものとし、その他ここに定められていない事項については、「第3章災害応急対策計画」の定めによるものとする。

1 火山情報の発表と伝達

気象庁からは、緊急火山情報・臨時火山情報・火山観測情報が発表される。

(1) 火山情報の種類

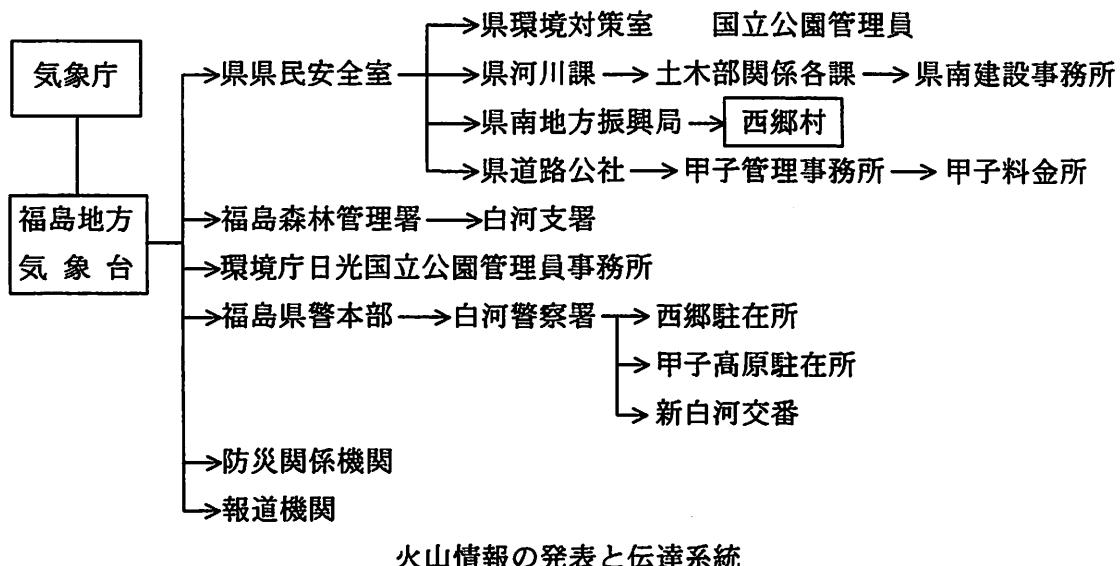
緊急火山情報：生命、身体に係わる火山活動が発生した場合に隨時発表。

臨時火山情報：火山活動に異常が発生し、注意が必要なときに隨時発表。

火山観測情報：緊急火山情報、臨時火山情報を補うなど、火山活動の状況を定期または隨時にきめ細かく発表。

(2) 火山情報の気象庁からの伝達

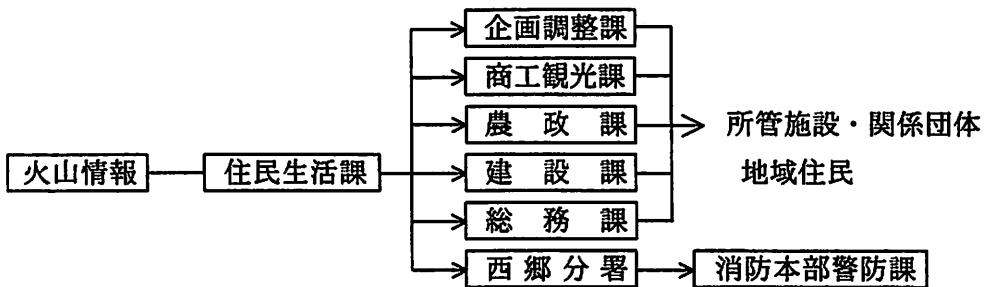
情報は次により伝達される。



※ 緊急火山情報・臨時火山情報・火山観測情報は、異常があった場合に予警報一斉伝達装置又は電話により伝達される。(村には県経由で伝達される。)

2 村における火山情報の伝達

電話及びFAX等により伝達された緊急火山情報・臨時火山情報・火山観測情報は、電話及び村防災無線等により伝達するものとする。



3 異常現象及び災害発生の通報

火山地域及びその周辺地域において火山にかかる異常現象及び災害発生を発見した者は日時場所及び異常な現象等について村及び警察機関等に通報するものとする。

住民生活課は、異常現象等の連絡を受けたときは、西郷分署及び消防本部警防課並びに白河警察署に連絡を入れるとともに、県南地方振興局及び県(県民安全室)に報告するものとする。

4 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は、応急対策をするうえで不可欠なものであるが、現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、村、県、消防機関、その他の防災関係機関の無線装置を有効的に配備することによって、情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難の状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難道路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

5 交通規制及び登山規制等の措置

村長は、県から気象庁の火山情報の伝達を受け、災害の発生が予想される場合は、次の基準により必要な措置を講ずるものとする。

規制区分	規制基準	規制等の措置
第1次規制	噴気活動が活発化したことにより、那須岳周辺への立入りに危険があると認められるとき。	関係機関等と協議し、 (1) 那須岳周辺に立入りを防止する立看板を設置する。 (2) 上記について関係機関、団体等にその周辺方について協力を要請する。 (3) 隣接市町村に登山者に対する周辺方について協力を要請する。
第2次規制	爆発のおそれが多くなり、那須岳周辺の相当範囲にわたり立入りが危険であると認められたとき。	状況に応じ関係機関等と協議し、 上欄(1)、(2)、(3)のほか、有料道路の時間閉鎖の措置を依頼する。
第3次規制	爆発のおそれがきわめて濃厚となり、那須岳周辺への立入りが全面的に危険な状態なったとき。	状況に応じ関係機関等と協議し、 (1) 有料道路を閉鎖する措置を依頼する。 (2) 周辺の入山を全面的に禁止し、又は入山者を退去させる等の措置を講ずる。 (3) 上記(1)、(2)について関係機関・団体の協力を要請する。 (4) 隣接市町村に登山者に周辺方について協力を要請する。

6 避難の勧告、指示等

避難対策実施については、「第3章第10節 避難対策」によるものとするが、火山災害が特殊なものであることから、特に次の措置を講ずるものとする。

(1) 事前避難

村長は、火山現象に異常が確認され災害が発生するおそれがあると認められるときは、事前に入山者及び滞在者等に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導するものとする。避難を勧告又は指示するときは、避難先を明示するものとし、「第3章第2節 災害情報の収集伝達」の気象情報・地震情報の伝達系統に基づき住民等に伝達する。

(2) 緊急避難

村長は、火山現象により住民の身体及び生命の保護が緊急を要すると認めるととき、又は「緊急火山情報」を受けたときは、住民等に避難を勧告又は指示するものとする。この場合の勧告又は指示の伝達は緊急である旨及び避難場所を明示して、諸対策に優先して行うものとする。

(3) 最終避難

村長は緊急避難の後、危険性が消滅したと認めたときは、その他状況により最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。この場合、気象庁、県、警察、その他関係機関と十分に協議するものとする。

(4) 収容

村長は、災害が長期間にわたる場合は必要に応じ収容施設を開設し、避難者を収容するものとする。

7 被災者等の救出等

火山災害により入山者等が負傷し、又は生命身体が危険な状態となり、あるいは生死不明の状態となった場合の捜索又は救出は「第3章第8節 救急・救助活動」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。

(1)

火山災害の現場において要救助者があるときは、村及びその他の防災機関又は現場にいる者は救出にあたるものとする。

消防団については村長が消防団長に出動を要請し、救出活動等を実施する。

(2) 救助隊の編成

村は、消防団等による救助隊を編成するほか、県及び県警察又は災害派遣による自衛隊その他の防災機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救出にあたるものとする。特に山岳救助及び空中救助のあたっては、関係機関と十分協議し、消防防災ヘリコプター等を活用するものとする。

(3) 二次災害の防止

救助活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期するものとする。

8 負傷者等の応急医療

負傷者等の応急医療は「第3章第11節 医療（助産）救護活動」により実施するものとする。

(1) 応急医療の実施担当

健康推進課長が実施する。

(2) 一時救護所の設置

負傷者等が多数となり病院等への収容が困難となったときは、一時救護所を設置する。

(3) 医療救護班の編成

前項の場合において、医師及び日赤救護班の派遣を要請するほか、一次救護所に医療救護班を編成する。

9 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

行方不明者、死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容等については、「第3章第18節 行方不明者の搜索及び遺体の処理等」により実施するものとする。

(1) 実施担当

住民生活課長が村長の指示を受け、消防団の出動を要請し、警察官に協力し、実施する。

(2) 搜索班の編成

住民生活課長は災害の状況に応じ搜索班を編成する。

(3) 遺体仮安置所の設置

状況により、遺体を収容するため遺体仮安置所を設置する。

10 交通路の確保等

避難道路を確保し並びに被災者の救出、移送及び救出活動等を円滑にするための交通規制及び交通路の確保等については、「第3章第12節 緊急輸送対策」及び「第3章第13節 警備活動及び交通規制措置」により実施するものとする。

11 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、村、各関係機関・団体、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

(1) 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行うものとする。

この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

(2) 道路の降灰除去

ア 主要道路の降灰除去については、国道指定区間については国が、その他 の国道及び県道については県が、村道については村が行う。

イ 主要道路以外の道路に係わる降灰除去については、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。

ウ 道路管理者は、建設業者・団体との応援協定等に基づき、障害物の除去 等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 宅地内の降灰除去

ア 宅地内の降灰については住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、 村が指定する場所に集積し、村はこれらを収集する。

イ 村は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のために行政区、商工会等の 自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努め る。

(4) 農地・山地・農作物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措 置に区分して対応する。

12 がれきの処理

災害復旧・復興を効果的に行うため、村はがれきの処理を復旧・復興計画に 考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。具体的な処 理計画は、「第3章第15節 廃棄物対策」に順ずる。